

環境省告示第三十二号

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第六条の規定に基づき、構造改革特別区域法施行令第六条に基づき環境大臣が定める溶融加工の方法を次のように定め、平成十六年五月一日から適用する。

平成十六年四月二十八日

最終改正 平成十九年七月十一日環境省告示第四十五号

環境大臣臨時代理

国務大臣 小野 清子

構造改革特別区域法施行令第七条に基づき環境大臣が定める溶融加工の方法

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第七条に基づき環境大臣が定める溶融加工の方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物を溶融設備を用いて溶融加工し、金属等が溶出しないよう化学的に安定した状態にすることとする。